

関自旅二第5164号
平成29年11月20日

一般社団法人東京個人タクシー協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長

東京国際空港における定額運賃に関する調査について

標記について、別添のとおり東京運輸支局長あて通知したので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

関自旅二第5164号
平成29年11月20日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長

東京国際空港における定額運賃に関する調査について

今般、東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。

定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。

そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、エリアを一部廃止する届出を提出した事業者に対して、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記による報告を求めることとしたので対応されたい。

なお、本件については、一般社団法人東京都個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 報告の対象となる事業者及び項目は、別添1、2によるものとする。
2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。
3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがある。

東運輸第1953号
平成29年11月27日

別添事業者（単名各通） あて

東京運輸支局長

道路運送法第94条第1項等の規定に基づく臨時の報告について

今般、貴殿より東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。

定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。

そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記により報告されたい。

記

1. 調査の対象となる項目は、別添様式によるものとする。
2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。
3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがあるので、連絡があった場合は、指示に従い帳票類を持参すること。

担当 東京運輸支局輸送担当 山口、五十嵐
住所 東京都品川区東大井1-12-17
TEL 03-3458-9233
FAX 03-3471-6320

東京国際空港定額運賃輸送実績(空港発)報告(年 月 分)

別添1

コード・支部名	
氏名	
許可番号	—
車種区分	特大車 ・ 大型車 ・ 普通車

ゾーン名	ゾーン設定の有無 (○/×)	総申込回数 (回)		総申込人員 (人)		内 訳														備考 (その他理由記載) ※注7参照					
		国内線	国際線	国内線	国際線	【定額】 輸送回数 (回)		【定額】 輸送人員 (人)		【メーター】 輸送回数 (回)		【メーター】 輸送人員 (人)		他車案内回数 (回)		他車案内人員 (人)		その他回数 (回)			その他人員 (人)				
						国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線		国内線	国際線	国内線	国際線	国内線
江戸川区																									
台東区																									
墨田区																									
文京区																									
千代田区																									
新宿区																									
渋谷区																									
足立区																									
葛飾区																									
荒川区																									
北区																									
豊島区																									
中野区																									
杉並区																									
世田谷区																									
板橋区																									
練馬区																									
武蔵野市																									
三鷹市																									
合計																									

- (注) 1 運送の途中において、経路変更等により通常の距離制運賃を適用した実績は、この報告に含めないこと。
 2 「総申込回数(人員)」欄は、「内訳」各欄の回数(人員)の合計を記載すること。
 3 【定額】には、定額運賃を適用した運送の人員、回数を記載すること。
 4 【メーター】には、ゾーンを設定していないためメーター運賃を適用した運送の人員、回数を記載すること。
 5 「他車案内」には、ゾーンを設定していないため他車を案内した場合の人員、回数を記載すること。
 6 「その他」には、設定していないゾーンの運送申込みがあった場合でメーター運賃、他車案内以外の人員、回数を記載すること。例) 旅客自ら他車に向かった場合など
 7 「備考」には、「その他」の具体的な理由を記載すること。例) 旅客自ら他車に向かった など
 8 この報告書は、翌月10日までに報告すること。